

「同居の親族」雇用実態証明書に必要な書類

事業主と同居している親族の方は、原則として雇用保険被保険者となりません。

ただし、次の①～③の全ての条件を満たす場合は、被保険者となることがあります。

- ① 業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。
- ② 就業の実態が当該事業所における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。
- ③ 取締役等、事業主と利益を一にする地位にないこと。

この場合は、資格取得のときに雇用保険被保険者資格取得届と「同居の親族」雇用実態証明書および下記の確認資料を併せて提出してください。

(既に被保険者資格取得中の場合は、同居の親族になった後、速やかに提出してください。)

※ 次の確認資料は、全てコピーで提出してください。

- 登記簿謄本
(履歴事項全部証明書) …個人事業の場合は不要
- 就業規則・給与規定 … 10人未満規模の事業所で作成していない場合は不要
- 雇用契約書等 … … … 労働条件が確認できる書類
(本人分および他の労働者1名分)
- 賃金台帳 … … … 被保険者として「同居の親族」となってからの期間
(本人分および他の労働者1名分 概ね1ヶ月分)
- 出勤簿(タイムカード) … 被保険者として「同居の親族」となってからの期間
(本人分および他の労働者1名分 概ね1ヶ月分)
- 労働者名簿 … … … 社員名簿、人事記録カード等(労働基準法第107条)
(本人分および他の労働者1名分)

☆ 確認のため、必要に応じてこの他の資料をお願いする場合があります。

※ 次の確認資料は、全て原本を提示または提出ください。

- 適用事業所台帳(雇用保険適用事業所設置届事業主控)
- 「同居の親族」雇用実態証明書
- 入社と同時に同居の親族である場合⇒雇用保険被保険者資格取得届
- 取得済の従業員が同居の親族になった場合⇒・資格取得等確認通知書(事業主通知用)
・資格喪失届(様式第4号)

お問い合わせは…



ハローワーク飯田橋(飯田橋公共職業安定所)

雇用保険得喪課

〒112-8577 東京都文京区後楽1-9-20 4階

電話: 03-3812-8609(代)(部門コード22#)

FAX: 03-3812-6138